

高等学校等通学費補助制度のお知らせ

※ このお知らせは、令和7年度に16・17・18歳になられる方の保護者の皆様に対してお送りしています（不要な方は、申請手続きの必要はありません）。

制度概要

この制度は、町内に住所を有し、高等学校等に通学している生徒がいる家庭の負担を軽減するため、通学費の一部を補助するものです。

高等学校等（高等課程の専修・各種学校並びにこれらに類する教育施設で職業に必要な技術を履修する課程を含む）に通学している場合のみ、対象となります。高校卒業後、各種学校への通学をする場合は対象外です。（通っている学校が対象となるか不明の場合は問い合わせ先までご連絡ください。）

対 象

高等学校等へ通学する生徒の保護者

要件：町内に住所あり

対象通学区間

住所地に一番近いバス停または駅から

J R 小田原駅、J R 三島駅、J R 御殿場駅、強羅駅のいずれかまで

※ J R 三島駅と J R 御殿場駅までの通学で補助対象となるのは、J R 小田原駅を経由せず通学する場合です。

※ 通学定期券代補助の際に対象となるのは、最も経済的な通常の経路・方法により通学した場合の通学定期券代です。（バスと電車においては、電車を優先するなど）

補助額及び補助方法

A 通学定期券代補助

※同一四半期に、A 通学定期券代補助と B 通学支援金の両方を申請することはできません。どちらかを選択して申請してください。
（第1四半期は A 通学定期券代補助を申請した方が、
第2四半期は B 通学支援金を申請することは可能です。）

保護者負担 3ヶ月ごとに「**10,000 円（年間 40,000 円）**」
を超えた場合の**差額**



※3ヶ月の通学定期券代が10,000円を超えない場合は補助対象外です
※バス・電車共通定期券（ケース②）を利用する方は、10,000円にプラスして、
鉄道定期代の約1/6を負担していただきます（詳細は5ページ参照）

補助方法

(1)窓口で定期券交付（保護者負担額と引き換え）

- ・箱根登山バスのみ利用できる定期券（ケース①）
- ・バス・電車共通定期券（ケース②）

(2)いったん定期券代を全額保護者が負担

⇒申請後、補助金額を口座振り込み（ケース③）

B 通学支援金

令和6年度から新規

保護者等の送迎を対象

自宅の**最寄りのバス停**から**小田原駅等**までの区間を対象に、**一定額**を補助

NEW



※公共交通機関を使用せず、保護者等が小田原駅等まで送迎して通学している場合は、3ヶ月ごとに、最寄りのバス停から小田原駅等までの通学支援金を補助します。（金額等詳細は7ページをご覧ください。）

補助方法

申請後、補助金額を**口座振り込み**（ケース④）



A 通学定期券代補助

①補助対象になるかどうかを判断

補助対象通学区間内の3ヶ月通学定期券代が
「10,000円※」より高い

いいえ

補助対象外

(例：大平台駅⇄強羅駅／3ヶ月)

はい

②下の申請方法早見表等を確認し、申請方法を選択する

早見表や参考例にない区間については、問い合わせ先まで問い合わせてください。

申請方法早見表（自宅最寄りバス停・駅（起点）から小田原駅（終点）まで）

	対 象		ケース① 箱根登山バス 定期券交付	ケース② バス・電車 共通定期券交付	ケース③ 全額保護者が負担 後、口座振り込み
A	旧街道（県道732号線）沿い （湯本茶屋・須雲川・畑宿） にお住まいの方	⇒	×	○ 共通定期券利用時 ⇒1枚の定期券でバス と電車両方利用可	◎
B	箱根登山鉄道沿線にお住まいの方 ・湯本・大平台・宮ノ下にお住まいの方 ・小涌谷駅・彫刻の森駅・強羅駅が最寄り 駅となる方	⇒	×	○ 共通定期券利用時 ⇒箱根登山バスも利用可	◎
C	A・B以外の方 ・宮城野・仙石原にお住まいの方 ・箱根登山バスのバス停：小涌園～ 箱根町港が最寄りのバス停となる方 ・箱根登山バス以外（伊豆箱根バスなど） を利用する方	⇒	◎	○ 共通定期券利用時 ⇒箱根登山鉄道も利用可	○ 伊豆箱根バスなど、 箱根登山バス以外を 利用する場合

◎は選択する方が多い申請方法です。

A) 旧街道（県道732号線）沿い（湯本茶屋・須雲川・畑宿）にお住まいの方

⇒×「ケース①箱根登山バス定期券交付」は選択できません。

※箱根湯本駅と小田原駅間について、箱根登山バス定期券の利用を希望する場合は、
「ケース②バス・電車共通定期券交付」で申請してください。

⇒○「ケース②バス・電車共通定期券交付」（申請方法は4ページ）

補助対象区間 B…バス T…電車		保護者負担額（3か月）
起点（お住まい最寄）	終点	
B 上畑宿～箱根湯本駅 T 箱根湯本	B 小田原駅 T 小田原	10,000円+3,215円=13,215円

⇒◎「ケース③全額保護者が負担後、口座振り込み」（申請方法は6ページ）

補助対象区間 B…バス T…電車		⑦3か月定期券金額	① ⑦の町補助金額
起点（お住まい最寄）	終点		
B 奥湯本入口～上畑宿 (B 箱根湯本駅／T 箱根湯本 経由)	T 小田原	43,890円～61,340円	33,890円～51,340円

B) 箱根登山鉄道沿線にお住まいの方

- ・湯本・大平台・宮ノ下にお住まいの方
- ・小涌谷駅・彫刻の森駅・強羅駅が最寄り駅となる方

⇒×「ケース①箱根登山バス定期券交付」は選択できません。

※箱根登山バス定期券の利用を希望する場合は、「ケース②バス・電車共通定期券交付」で申請してください。

⇒○「ケース②バス・電車共通定期券交付」（申請方法は 4 ページ）

補助対象区間 B…バス T…電車		保護者負担額（3 か月）
起点（お住まい最寄）	終点	
B 箱根湯本駅～小涌谷	B 小田原駅	10,000 円+鉄道定期代の約 1/6
T 箱根湯本～小涌谷	T 小田原	※1/6 の額については 5 ページ参照

※共通定期券は箱根登山鉄道内の区間のみで発行できます。小田急線の駅を終点にして発行することはできないため、小田原駅から先、新宿方面の駅で降車する場合は、小田原駅から降車駅までの定期券を別に購入していただくことになります。

⇒◎「ケース③全額保護者が負担後、口座振り込み」（申請方法は 6 ページ）

補助対象区間 T…電車		㊦3 か月定期券金額	㊦ ㊦の町補助金額
起点（お住まい最寄）	終点		
T 入生田～強羅	T 小田原	13,770 円～41,300 円	3,770 円～31,300 円

C) A・B 以外の方

- ・宮城野・仙石原にお住まいの方
- ・箱根登山バスのバス停：小涌園～箱根町港が最寄りのバス停となる方
- ・箱根登山バス以外（伊豆箱根バスなど）を利用する方

⇒◎「ケース①箱根登山バス定期券交付」（申請方法は 4 ページ）

⇒○「ケース③全額保護者が負担後、口座振り込み」（申請方法は 6 ページ）

補助対象区間 B…バス		㊦3 か月定期券金額	㊦ ㊦の町補助金額
起点（お住まい最寄）	終点		
B 宮城野	B 小田原駅	73,870 円	63,870 円
B 仙石案内所前		80,370 円	70,370 円
B 小涌園～箱根町港		76,610 円～85,840 円	66,610 円～75,840 円

⇒○「ケース②バス・電車共通定期券交付」（申請方法は 4 ページ）

補助対象区間 B…バス T…電車		保護者負担額（3 か月）
起点（お住まい最寄）	終点	
B 宮城野・仙石案内所前など T 強羅	B 小田原駅 T 小田原	10,000 円+6,885 円＝16,885 円
B 小涌園～箱根町港 T 小涌谷		10,000 円+6,430 円＝16,430 円

※箱根登山バスの乗降ができるのは、券面区間（起点から終点の間）のバス停のみですので、ご注意ください。

例) B 宮城野⇄B 小田原駅/T 強羅⇄T 小田原の定期券の場合：電車で宮ノ下駅下車後、宮ノ下駅から宮城野まで箱根登山バス乗車可能。（電車で強羅駅下車後、強羅駅から宮城野まで箱根登山バス乗車はできません。）

申請方法等：通学定期券交付希望者

A 通学定期券代補助 ケース①箱根登山バス定期券交付
ケース②バス・電車共通定期券交付

(ケース①②共通事項) 申請から交付までの流れ

(1)申請書の作成	高等学校等通学費補助金交付申請書 (箱根登山バス利用者と共通定期券利用者用)【第1号様式】
↓	
(2)申請書の提出	3月7日(金)正午まで 町教育委員会へ提出 (出張所へ提出・郵送での提出可) 提出期限に間に合わなかった方は、次の四半期分から交付します。 年に1度の申請で、第1四半期から第4四半期まで交付します。
↓	
(3)納入通知書等の受け取り	3月19日(水)までに郵送 (町教育委員会から各保護者へ)
↓	
(4)定期券交付	希望した窓口で交付 (納入通知書／納入通知書記載の金額を持参)

定期券有効期間	申請書提出 (変更) 締切	定期券交付期間
4/1～6/30	3/7(金)正午	3月21日(金)～31日(月)
7/1～9/30	5/23(金)	6月13日(金)～27日(金)
10/1～12/31	8/22(金)	9月12日(金)～26日(金)
1/1～3/31	11/20(木)	12月11日(木)～25日(木)

※交付期間最終日の数日前までに取りに来られない方には、個別に連絡します。

なお、交付期間内に取りに来なかった場合は、いったん全額保護者が定期券代を負担し、6ページのケース③のとおり、申請を行ってください。

交付窓口	交付時間
各出張所	平日の8:30～17:15
仙石原文化センター	土・日の9:00～17:00 (平日は仙石原出張所にて対応)
教育委員会(郷土資料館内)	平日の8:30～17:15
社会教育センター	9:00～17:00 (月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、その翌日についても休館。)

注意事項等

- ・申請書は、黒色のボールペン等で記入してください(鉛筆や消えるボールペンでの記入は不可)。
- ・電話番号は、必ず日中に繋がる電話番号を記入してください。
- ・旧 通学定期券(有効期間切れ)は、箱根登山バスに乗車した際、運転士に返却してください。
- ・転出等の理由で通学定期券が必要なくなった、または通学定期券の変更が必要となった場合は、速やかに問い合わせ先へ連絡してください。
- ・通学定期券の有効期間内に定期券を教育委員会へ返却した場合、保護者負担額の返金はありません。

ケース②バス・電車共通定期券の保護者負担額等について

ケース②バス・電車共通定期券を利用する方は、10,000 円にプラスして、鉄道定期券代の約 1/6 を負担していただきます。実際の負担金額については下の表をご覧ください。

(住所地から一番近いバス停・駅が対象区間)

(単位：円)

補助対象区間			箱根登山鉄道の通常定期券金額 ①	共通定期券 金額 通常定期券 ①の 1/3 ②	町補助額 通常定期券 ②の 1/2	保護者負担 ①の約 1/6 ③	保護者負担 合計 ③+① 万円
バス起点	電車起点	終点					
畑宿	箱根湯本	小田原					
箱根湯本駅							
大平台駅	大平台						
宮ノ下	宮ノ下						
小涌谷	小涌谷						
宮城野	強羅						
仙石案内所前							

注意事項等

- ・ 共通定期券の料金は、箱根登山鉄道のご協力により、通常定期券の料金の 1/3 の金額となり、このうち 1/2 を町が補助しますので、保護者負担は通常定期券の料金の約 1/6 の金額となります。
- ・ 上の表については一例となりますので、表にない区間の共通定期券の申請を希望される方は、問い合わせ先へ連絡してください。
- ・ 共通定期券は箱根登山鉄道内の区間のみで発行できます。小田急線の駅を終点にして発行することはできないため、小田原駅から先、新宿方面の駅で降車する場合は、小田原駅から降車駅までの定期券を別に購入していただくことになります。
- ・ 共通定期を紛失した場合、箱根登山バスに連絡しても再発行はできません。



申請方法等：口座振り込みの対象者

A 通学定期券代補助：ケース③全額保護者が負担後、口座振り込み

B 通学支援金 ケース④

（ケース③④共通事項）申請から振込までの流れ

①申請書等の作成	高等学校等通学費補助金交付申請書【第2号様式】・添付書類 請求書・口座振替依頼書
↓	
②申請書の提出	町教育委員会へ（出張所もしくは郵送提出可）
↓	
③補助金の振込み	保護者の口座へ振り込み

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
提出期限	5月30日	8月29日	11月28日	2月27日 (最終期限)
振込予定	7月中旬	10月中旬	1月中旬	3月下旬

注意事項

- ・申請書と請求書は、最も多く提出する方の場合、「年4回の提出」となりますので、あらかじめ必要枚数分コピーしてから記入のうえ、提出してください。
- ・また、各書類は、黒色のボールペン等で記入してください（鉛筆や消えるボールペンでの記入は不可）。
- ・電話番号は、必ず日中に繋がる電話番号を記入してください。
- ・四半期ごとの提出期限を過ぎて提出された場合は、次の四半期分の補助金の振込時期に併せて、お振込みとなります。なお、提出の最終期限は令和8年2月27日です。

ケース③全額保護者が負担後、口座振り込み の注意事項等について

- ・対象となる通学区間において、最も経済的な通常の経路・方法により通学した場合の通学定期代を補助します。このため、対象となる通学区間の3か月通学定期代と実際に購入した通学定期代とを比較し、購入額が安価な方が補助対象となります。

（例） 1か月通学定期券を3か月分購入した場合、3か月通学定期代が補助対象。

6か月通学定期券を購入した場合、6か月通学定期代の半額（3か月分）が補助対象。

1か月通学定期代と回数券を購入した場合、3か月通学定期代と比較し、安価な方が補助対象。

- ・通学定期券を購入した場合、通学定期券の写しの添付が必須です。定期券の写しについては、金額・区間・氏名・有効期間等がはっきりと写っていれば、写真でも構いません。提出の際は印刷をお願いします。（白黒印刷可）
- ・回数券を購入した場合、「回数券自体の写し」は添付資料として認めておりませんので、購入時に、必ず、交通機関より「領収書」もしくは「購入証明書」を受領し、その原本を添付してください。

補助対象となる事例

- ・途中、定期券を購入しない月があっても、購入した定期券（回数券）の3ヶ月分の合計が1万円を超えるときは対象です。

例1) 箱根湯本 ⇄ 小田原 7月分：6,760円 9月分：6,760円 （1ヶ月定期券2回購入）
合計 13,520円 < （3ヶ月定期：19,270円） ⇒ 3,520円補助

例2) 強羅 ⇄ 小田原 7月分：14,490円 8月分（回数券）：6,900円 9月分：14,490円
（1ヶ月定期券2回、回数券1回購入）※回数券購入分は領収書を提出
合計 35,880円 < （3ヶ月定期：41,300円） ⇒ 25,880円補助



令和 6 年度からの新しい補助制度として、公共交通機関を使用せず、保護者等が小田原駅等まで送迎して通学している場合について、下の表のとおり通学支援金を補助します。

添付書類

高等学校等通学費補助金交付申請書【第 2 号様式】に、「学生証等の高等学校等に在籍することを証する書類の写し」を添付してください。

通学支援金の額

自宅の最寄りのバス停から

小田原駅等までの 3 ヶ月の定期券代 $\times \frac{1}{3}$ - 保護者負担額 (10,000 円) (100 円未満切り捨て)

例) 小涌谷駅⇄小田原駅 3 ヶ月定期代: 73,190 円

⇒ $73,190 \text{ 円} \times \frac{1}{3} - 10,000 \text{ 円} = 14,300 \text{ 円}$ (100 円未満切り捨て)

最寄りバス停	小田原駅までの通学支援金額 (3 ヶ月)
入生田駅	2,300 円
箱根湯本駅	4,300 円
奥湯本入口	9,400 円
須雲川	11,800 円
畑宿	13,800 円
大平台駅	11,800 円
宮ノ下駅	13,400 円
小涌谷駅	14,300 円
二の平入口	14,900 円
強羅駅	15,300 円
宮城野案内所前	14,600 円
仙石案内所前	16,700 円
桃源台	19,500 円
元箱根港	18,600 円
箱根町港	18,600 円

最寄りのバス停が上の表にない場合や、小田原駅以外の区間の場合は、学校教育課に問い合わせてください。

注意事項

○同一四半期に、通学定期券代補助と通学支援金の両方を申請することはできません。

どちらかを選択して申請してください。

例 1: 四半期ごとに申請方法を変更する⇒○

4~6 月 (第 1 四半期) ⇒ 定期券購入

7~9 月 (第 2 四半期) ⇒ 保護者送迎 (通学支援金)

四半期ごとに、申請方法を変更することは可能です。

例 2: 併用して利用⇒×

4 月 ⇒ 定期券購入 (1 ヶ月定期券)

5 月 ⇒ 保護者送迎

6 月 ⇒ 定期券購入 (1 ヶ月定期券)

通学定期券代補助 (1 万円を超える場合) か、通学支援金の、どちらかを選択して申請してください。

○兄弟 2 人以上が通学支援金を利用する場合は次のとおりです。

例 1: 兄弟 2 人以上が、同一の自動車を利用する場合⇒1 人分のみ、通学支援金申請可能。

例 2: 兄弟 2 人以上が、それぞれ別の自動車を利用する場合⇒ご家庭で 2 台以上の自動車を所有していることを証明する書類 (車検証の写しなど) の提出をもって、兄弟 2 人以上の通学支援金申請可能。